

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
26 年－ 11 (26. 6. 10)	商工労働	<p>鳥取県乾杯条例の制定について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>日本酒の全国の消費量は、1975 年度に約 1,000 万石の出荷であったが、その後、長期減少傾向が続き、昨年度は、全国でピーク時の約 3 分の 1 の 330 万石まで減少している。鳥取県内においても同じ傾向で、かつ 2013 年度の県内の酒類消費量の内、日本酒は 2 割しかない。また、県内の日本酒の消費割合は、地元鳥取県産の地酒より、県外大手メーカーの方が多いたが現状である。</p> <p>鳥取県は、お酒の命である「空気、水、土」に恵まれており、鳥取県のお米、鳥取県の水、鳥取県の人の手で美味しい日本酒が醸し出されている。しかし、鳥取県内の酒蔵の販売先は県外出荷が多く、鳥取県のお米と水で仕込んだ日本酒は、その多くを県外、国外に出荷している。</p> <p>また、鳥取県の酒造好適米の品質は大変良く、県内の酒蔵の大半は、鳥取県の酒造好適米を使用している。地酒の消費が伸びれば、鳥取県の農業振興にも大いに貢献できる。</p> <p>京都市を皮切りに、全国各地で乾杯条例が制定されているが、市町村単位での制定に留まらず、都道府県単位での制定も広がりを見せている。</p> <p>当組合としては、県内での消費量を増やすことをひとつの目標としており、この地酒での乾杯をすすめる乾杯条例が鳥取県で制定されるのを機に、地酒の良さ・美味しさを知ってもらい、消費拡大につなげたいところである。もちろん、酒食を選ぶのは個人の自由であることから、条例にはその旨を記し、鳥取県民に自分の土地の魅力を再認識し、地酒に関心を持っていただけるきっかけにしたいと思い陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地酒での乾杯をすすめる「乾杯条例」を鳥取県で制定してほしい。</p>	<p>鳥取県酒造組合 会長 岡 空 晴 夫 (鳥取市吉方 107 - 6)</p>